

令和2年 環境生活委員会開催状況

開催年月日	令和2年6月15日(月)		
質問者	民主・道民連合	広田 まゆみ	委員
答弁者	環境局長	山田 幸喜	
	気候変動対策担当局長	土肥 浩己	
	気候変動対策課長	阿部 和之	

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>一 2050年温室効果ガス排出量をゼロとする取組について</p> <p>先の定例会の3月11日、北海道知事は、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとすることを指すと、いわゆるゼロカーボンシティ宣言をされましたが、残念ながらマスメディアにも全く取り上げられることなく、非常にこの宣言を出すということの意義から考えても非常にもったいないスタートであったと考えるところです。</p> <p>現在、北海道知事は、新北海道スタイルということで非常にマスコミの露出を含めて、またSNSなども含めていろんな発信を強めているところです。</p> <p>地域で小学生にも聴かれました。「新北海道スタイルって何」っていうことで、名前だけは浸透しているわけです。</p> <p>私としては、「新北海道スタイル」というのが、ただ、コロナ感染拡大予防策として流布しているというのが、3月11日以降、知事ご自身の発信を含めて何ら動きが見えないものとあわせてですね、北海道の未来にとって二重、三重にもったいないと思うところです。</p> <p>程度の差はあったかもしれませんが、同様なコロナ対策期間にはありつつも、長野県では、12月6日に気候非常事態宣言を、議会と知事が呼応する形で表明し、この4月1日には、気候危機突破方針を知事自らが草稿を書くような形で発表されたというふうに伺っているところです。</p> <p>その中ではですね、ゼロカーボンシティを実現するには、新たな法制度やルールの新設などが必要とされて、その道のりは決して平坦なものではないけれども、このゼロカーボンを実現することが、地域経済の発展と県民生活の質の向上に繋がるんだと。</p> <p>あらためてですね、知事の政策が温暖化対策のための対策、気候変動のための対策ではなく、地域経済の未来の発展のために、ゼロカーボンを目指すんだというトップリーダーの意思が大変明確であります。</p> <p>残念ながらですね、現時点で、北海道知事の先日のご答弁では、ある意味で2050年実質ゼロを目指すという消極的な答弁になっているのが残念でありますけれども、アフターコロナの今こそ、より強い施策展開、より強い道庁組織、そして道内外へのメッセージの発信をすべきところだと考えるところです。</p> <p>そうした観点から、以下、伺ってまいりたいと思います。</p> <p>(一) ゼロカーボン実現のための進行管理について</p> <p>1 地球温暖化対策推進計画の見直しについて</p> <p>地球温暖化対策推進計画は、地球温暖化防止対策条例に基づく計画でありまして、総合計画の分野別計画であります、先ほど御提案もありました環境基本計画</p>	<p style="text-align: right;">(気候変動対策課長)</p> <p>北海道地球温暖化対策推進計画の見直しについてありますが、本計画については、道の環境政策を推進する上での基本的な方向を示す「北海道環境基本計画」</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>のさらにその下の個別計画に位置づけられていると承知をしています。</p> <p>この2050年温室効果ガス排出ゼロのためには、今までと同じように個別計画の見直しという位置づけで臨んで、それで達成できるのかどうか、それとも、その位置づけなども含めて見直す必要性を検討されているのか、現時点での見解を伺います。</p> <p>あわせて、計画の見直しの進捗状況と、これからのスケジュールをどのように計画しているのか伺います。</p> <p>今のご答弁ですと、淡々と粛々と今までどおりにやるっていう印象しか私には受け取れない訳ですけども、例えば、長野県の部分でいくと、気候危機突破方針の6本柱の中には、県があらゆる政策に気候変動対策の観点を取り入れると、文字面では道庁もやっているというとは思いますが、実際に今までの地球温暖化が実効が上がっていないということを考える中で、各部にまたがるゼロカーボン施策の推進についてあらためてしっかり検討していかなければいけないというふうに考えるわけです。</p> <p>2 各部にまたがるゼロカーボン施策の推進について</p> <p>2050年までのゼロカーボンというゴールが決まった中で、今回の地球温暖化対策推進計画が10年だから2050年までのことはまた別に考えますよというスタートにするのか、この地球温暖化対策推進計画の検討をどういうふうに位置づけるかによって、最初のスタートを間違えると、結局今までと同じ業務、作業の流れの繰り返しになってくるのではないかとこのことを危惧するわけです。抜本的な見直しをすべきと考えます。</p> <p>3月11日の知事のいわゆる消極的な答弁においてさえ、再生可能エネルギーの導入目標や、吸収源対策、環境イノベーションを実現する中小企業支援のあり方など、総合的な推進が必要になると考えると答えられていますけども、個別計画を超えるというふうに思うのです。</p> <p>地球温暖化対策推進本部が設置されているとは承知をしていますが、各部にまたがる政策の見直しに、どのように取り組むべきと考えているのか、あらためてそのスケジュール感も含めて、伺います。</p> <p>そもそも温暖化対策本部というところの中で、例えば皆さんのやり方で行くと、多様な書き物を書いて、それを連携する各部に見てもらおうということでは、何も進まないというふうに思います。</p> <p>エネルギーに関することですか、住宅政策も含めいろんなことをですね、この機会に、なんでも本部作れば良いというものではないと思うのですけれども、このゼロカーボンというところ、総合計画全体を見直していくぐらいの気持ちで進めて行かないといけないと思うんですね。そういう意味ではですね、今日は指摘に留めますけども、いくら個別計画のままで現場に頑張れ頑張れと言ったって、上手くいかないというふ</p>	<p>の地球環境の保全に関する個別計画として位置づけられております。</p> <p>各種計画の位置づけについては、個々の計画の策定趣旨に基づき、その関連性を明確にするものであり、今回の見直しにおいても、その位置づけは変わるものではないと考えております。</p> <p>現計画期間が、今年度末で終了を迎えることから、現在、その見直しに向けて、北海道環境審議会において調査審議が行われているところであり、この度の2050年の温室効果ガス排出量実質ゼロ表明を踏まえた長期的な視点に立った取組の方向性や推進方策について、新たに検討を加えるなどして、年度内の策定に向けて取り組んでまいり考えてございます。</p> <p>(気候変動対策担当局長)</p> <p>温暖化対策に係る各部との連携についてであります。温暖化対策の推進にあたりましては、庁内各部の施策との連携が重要でありますことから、これまでも北海道地球温暖化対策推進本部を通じて、必要な協議、調整を行っているほか、毎年、施策の実施状況の把握を行い、環境審議会の評価を受け、その結果に基づく対策の検討などを依頼してきたところであります。</p> <p>今回の見直しに当たりましては、実質ゼロを目指す趣旨や目標などを推進本部で共有いたしますとともに、各部の施策に脱炭素化の視点の組み入れを進めるなど、新たに定める推進計画の目標の達成はもとよりゼロカーボンの実現に向けて、全庁一丸となって温暖化対策に取り組んでまいります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>うに思うんです。だからそれは知事を始めとする部長も含めてですけども、トップの方で位置づけを変えてあげないと、現場に頑張れ頑張れと言っても個別計画のままでいくと、従来の作業に終わってしまうのではないかと強く指摘をさせていただきまして、引き続き一年間議論をされるということですから、しっかり議論していただきたいというふうに思います。</p> <p>(二) 地球温暖化防止対策条例の見直しの必要性について</p> <p>1 条例の見直しについて</p> <p>次に、地球温暖化防止対策条例の見直しの必要性について、伺います。</p> <p>地球温暖化防止対策条例は、議員提案の条例として、平成21年に策定をされました。これは議員提案の条例ですので、議員にも非常に製造者責任というのがあるということも厳しく受け止めながら、ご質問させていただきたいというふうに思いますけれども、この条例はそもそも基本条例ではないので、前文は必要ないのではないかと議論もありましたけれども、議員提案の政策条例としてですね、前文をつけてこの条例が策定されました。この前文のほうはですね、当時、北海道洞爺湖サミットのレガシーというか成果を、北海道の未来に引き継ぐという意図でですね、当時表明された西暦2050年までに50パーセントの削減をするという、そういう長期目標、当時の世界的な目標が言及されている条例になっています。</p> <p>一方、現在においてはですね、先ほど環境基本計画のところでもパリ協定について言及されておりましたが、3月12日の本会議でも知事ご自身が、赤根委員の質問にこのように答弁されております。</p> <p>「国のパリ協定長期戦略では、今世紀後半のできるだけ早期に、脱炭素社会を実現することなどを掲げており、道として、2050年に温室効果ガス排出量を実質ゼロとすることを目指す上でも、こうした長期的な視点にたってさまざまな施策を展開していく必要がある。」</p> <p>明らかにですね、地球温暖化防止対策条例の制定時の情勢ですとか、そもそも前提とする世界や中央政府の流れは大きく変わっているわけですよ。</p> <p>2050年ゼロカーボンを本当の意味でしっかり目指していくのであれば、この前文はもとよりですね、全体的に地球温暖化防止対策条例について見直していく必要があると考えますが所見を伺います。</p> <p>2 事業活動に関する温暖化対策について</p> <p>次に、事業活動に関する温暖化対策の状況について、伺っていきたく思っているのですが、この地球温暖化防止対策条例は繰り返しになりますけれども、議員提案条例でございました。</p> <p>条例策定の当時の意図を振り返りますと、今でこそ、世界的にはパリ協定とかも特徴的なんですけども、温暖化対策の主役は、むしろ国とかよりも地方自治体や地域のコミュニティであるということで、世界的な動きが広がって、ゼロカーボンシティという流れがあって、県では長野県がはじめて宣言して、道も知事が答弁されたという流れになっていると思うのですね。</p> <p>この地球温暖化防止対策条例を作った当時は、まだ、</p>	<p>(気候変動対策担当局長)</p> <p>条例の見直しについてでございますが、北海道地球温暖化防止対策条例は、長期的な視点に立って、本道における温暖化対策を進める上での基本となる考え方や施策の方向性等を示すものでございます。</p> <p>道では、各種の条例につきまして、定期的にその施行の状況について検討し、必要な措置を講ずることとしておりました。今後、そうした検討や環境審議会の意見、議会の御議論等も踏まえ、必要な対応について検討してまいります。</p> <p>(気候変動対策課長)</p> <p>事業者の温暖化対策についてであります。条例に基づき、事業者から提出される温室効果ガス削減等計画書については、事業活動による温室効果ガスの排出状況を把握するとともに、その公表を通じて、事業者が自主的に排出抑制に取り組むよう誘導するなど温暖化対策への意識づけにつながっているものと考えております。</p> <p>また、事業者の温暖化対策の実効性を上げるため、国及び道などの省エネ・新エネ関連助成制度の情報提供や、環境保全に貢献している事業所等を評価する「北海道グリーン・ビズ認定制度」の運用のほか、省エネの取組への助言を行う「北海道地球温暖化防止活動推</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>国別、産業別の縦系の対策が中心で、例えば、地域別、横のデータの収集や対策がなかったので、そこで経産省やエネルギー庁に報告されるデータを、道としても改めて集約し、広域自治体の北海道としてどういう対策をしたらよいかという意図で、条例では、事業者の皆さんに「事業者温室効果ガス削減等計画書」などを作成し、知事に提出することを求めてきた訳です。</p> <p>しかし、残念ながら、この間の温暖化対策の推進状況を考えますと、こうしたことが機能してこなかったということをしっかり総括しなきゃいけないんじゃないかと思えます。</p> <p>この計画書の提出及びデータの収集というのが、どのように北海道の温暖化対策に貢献していたのか、いないのか現時点での総括というか見解を伺いたいと思います。</p> <p>また、条例に基づいてですね、事業者に対し、非常に繊細な温暖化対策指針が示されています。道庁の皆さん優秀ですので、非常に繊細な指針が示されています。財源が違うので一律同じには言えませんが、例えば東京都などでは、専門家チームを事業者に派遣するなどして、温暖化対策に取り組む事業者を支援する仕組みがあったと承知をしていますが、道としては、温暖化対策の実効をあげるために、どのような取組があったのか伺っておきたいと思えます。</p> <p>今回は、指摘ということに止めさせていただいて、また、じっくり検討いただき、御議論させていただきたいと思うのですが、例えば、これは議員提案の条例ですので作った側の議会にも責任があるわけですが、いろいろなデータを収集するのが単なる作業になっていて、仕事になってなかったんじゃないかというふうに思うのですよね。だから例えばですよ、食品加工業だとか観光業だとか、今日的なゼロカーボン、そのことが北海道のブランディングにもつながるような、条例に基づいて事業者の皆さんに別の作業を義務を課してお願いしているわけですから、お願いしている人たちに対して、何でこれをやっているのか、この作業がどういう形につながるのかということ、現場としても自分たちがちゃんとモチベーションが上がるように設計し直していただきたいというふうに思いますし、その観点で皆さん、条例の見直しが必要あるのかなのか、条例の見直しよりも普段の作業だとか仕事のスタイルで変えていくことができるのかどうか、そこをしっかりと検証していただきたいというふうに思います。少なくとも皆さん膨大な資料を条例に基づいて集約したり、お仕事をしているわけですから、皆さんご自身がこのことが何のためにやっているのかわかるようなそういう検討をしていただきたいというふうに思います。</p> <p>3 地球温暖化対策の評価について</p> <p>次に、地球温暖化対策条例の中で、私自身が非常にこの条例を策定するなかで、思いを持って入れたところでもありますけれども、地球温暖化対策の評価についてであります。</p> <p>第9条で、知事は、毎年、条例に基づいて、北海道における温暖化対策の実施状況を明らかにした報告書を作成し、公表するということになっています。</p> <p>従前で行くと、皆さんが出したデータを、数字をば</p>	<p>進員」の派遣などにより、事業者の自主的・積極的な温暖化対策を推進してきたところでございます。</p> <p>(気候変動対策担当局長)</p> <p>地球温暖化対策の評価についてであります。道では、推進計画に基づく施策の実施状況等について、毎年度、学識経験を有する方々で構成される環境審議会において評価を受け、その結果を公表しているところであります。幅広い視点から、忌憚のない御意見をいただきながら、施策を推進しているところであります。</p> <p>現在、推進計画の見直しにあたりまして、ゼロカー</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>一って出てくるやつです。毎年来てて。それを今年もすみませんでしてみたいなそういう報告が出てたわけですけども、そして第10条で、定期的に学識経験者等による評価を受けるものとしております。さらにその結果を公表するというを知事に対して求めている条例の作りになっています。</p> <p>しかし、道は、これまで、北海道環境審議会の地球温暖化対策部会から施策の評価を受けるということで、良しとしてきた現状があります。私としてはですね、この温暖化対策、CO2削減を進めるためには環境審議会の御意見を聞く、大事にするということはもちろんですけども、この評価についてはこの地球温暖化対策の道の計画や、やっていることがやり方が良かったか悪かったかの評価については、審議会の評価に留まらず、これお金が掛かってしまうことかもしれませんけど、民間のシンクタンクに施策の評価をしっかり依頼するというのも、北海道の地域経済のために必要ではないかと考えます。人選についてはいろいろあるかもしれませんが、下川町やニセコ町においては、そうした専門家を戦略アドバイザーに置いて、外の視点から道庁の組織やっていることをちゃんと検討していただくということをやっているわけです。</p> <p>これからの評価のあり方について見解を伺っておきます。</p> <p>これも今回は指摘に留めますけども、例えば長野県などでは、環境エネルギーを推進していくというので、人事政策として外部から人を配置する訳ですね。これはそのトップリーダーの考えもあるでしょうから、簡単に進むことではないかもしれませんが。先ほど個別計画では足りないんじゃないかという御提案もさせていたんですけども、道庁組織の中でただ計画の位置づけを変えるというのはなかなか難しいのかもしれないとすると、最低限ですよ、現場の人が道庁の組織内をどんどん動かしていくのが大変だとすると、少なくとも外部からきちんとそうした専門家のアドバイスを得て、逆にその現場のほんとにその地球温暖化対策を進めたいという人がいるという前提で言ってますけど、そういう現場の職員を応援するような枠組みをどうトップが作っていくかということが非常に重要だと思います。そのための一つの方法として、外部評価を活用するべきではないということも指摘として申し上げます。</p> <p>(三) 北海道環境宣言について</p> <p>先ほどから地球温暖化防止対策条例について議論させていただいたところであります。北海道環境宣言というのは、環境基本計画、今見直しをされているということで先ほどご報告もありましたけれども、地球温暖化防止対策に限らず、環境政策全般に関わるものと承知をした上でここで取り上げさせていただきます。その意味は、先ほど冒頭に申し上げたように、知事が議会で答弁したのだけれど、全く何も取り上げられなかったもので、何らかのアクションが必要なわけですね。道として、ゼロカーボンで2050年に進めるんだということを道庁の組織内外にきちんと発信しなきゃいけないわけですね。その中で、例えばこの環境宣言についても一度見直すべきではないかということも考えているわけです。</p>	<p>ボンの実現に向けた、長期的な視点における道の温暖化防止対策の目標や取組の方向性につきまして、環境審議会でご審議いただいております。道といたしましては、引き続き、その実施状況などについても、調査審議いただきながら、効果的な施策の推進に努めてまいります。</p> <p>(環境局長)</p> <p>北海道環境宣言についてであります。北海道環境宣言は、平成20年に開催された「北海道洞爺湖サミット」を機に、環境と調和した北海道づくりをめざし、北海道らしい環境に配慮したライフスタイルを確立するため、「地球を守る心」、「もったいない心」、「自然と共生する心」という3つの心をもって二酸化炭素の排出削減やごみの削減、自然とのふれあいといった環境にやさしい8つの行動を実践することなどに道民総意のもと取り組んでいく決意と行動を発信したものでございます。</p> <p>道民一人ひとりが、身近なごみ問題から地球規模の環境問題まで様々な課題に関心を持ち、自発的に環境保全に取り組むことが重要であるとの宣言の主旨につきましてはこれまでにおいても、また、今後において</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>現在環境宣言は、洞爺湖サミットの時に作られて、ほぼほぼそのままになっているんですね。地球温暖化防止対策条例を議員提案で上げたときに、そもそも洞爺湖サミットの後に北海道何するんだという話をしたときに、道庁の皆さんは条例はいらないですと、環境宣言でいいんですと言ったんですね。そういうわけにはいかないだろうということで、議員提案で地球温暖化防止対策条例を立法機関として作ったという経過があって、そういう位置づけで私は環境宣言を見ているわけなんですね。</p> <p>いま、環境宣言は、たとえば道民の皆さんに対して、8つの行動の実践を促していますね。道民1人1日10パーセント、1.1キログラムの二酸化炭素を減らそうとか、オフィスや事業所の省エネルギーや省資源をすすめようという道民の皆さんに呼びかける内容であって、その8つの行動実践を促す中で、道としてやっていることは3つ、環境行動計画を策定します、森林環境政策を展開します、キャンペーンを実施しますと、道はいったい何をするのかというのが非常によくわからない宣言になっていますね。</p> <p>例えば、長野県危機突破方針の6本柱というのは、主語が県はこうしますというのを最初に言っているんですね。二酸化炭素排出量を2050年度までに実質ゼロにします、最終エネルギー消費量を7割削減し、再生可能エネルギー生産量を3倍以上に拡大しますなど、主語が県として宣言をしっかりと出しているわけです。しかも、我が国の気候変動対策をリードする「気候危機突破プロジェクト」を推進しますということで、国がとか言わないんですね。長野県が日本をリードするぞというのを打ち出しているわけです。</p> <p>道民に行動を促すそうした環境宣言の前に、道自らが、具体的に簡潔な目標とその手段を明確に宣言し、その上で、北海道環境宣言は、改めて、より今日的なもの、道民にとってわかりやすいとくみやすいものに見直すべきと考えますが、見解を伺います。</p> <p>地球温暖化防止対策の推進計画、そして条例と幅広い意味での環境宣言ということに関してご質問させていただきました。はっきりしているのは、2050年ゼロカーボンシティということのために、もう一度宣言なり何らかの取り組みが必要だという風に思っております。ぜひ粛々と作業をするのではなくて、北海道の未来のためにしっかり仕事をしていただくための検討を皆さんにお願いをいたしますし、ぜひトップについてはその責任を果たしていただくようご指摘を申し上げます。今回は指摘とさせていただきます。</p>	<p>も変わるものではなく、道としては、引きつづき環境宣言の主旨を道民の皆さんにわかりやすく発信するとともに、道民や事業者をはじめ市町村やNPOなども連携し、環境保全に関する取組を進め、かけがえのない北海道の環境を将来の世代に引き継いで参る考えでございます。</p>